

長 高 支 号 外  
令和5年6月6日

居宅介護支援事業者 各位

長崎市高齢者すこやか支援課  
課 長 前 田 裕 子  
( 公 印 省 略 )

令和6年度以降の家族介護支援事業（介護用品の支給）の取扱いについて（通知）

初夏の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、長崎市の福祉保健行政に御理解御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業は、介護用品の現物給付により介護家族の経済的負担軽減を図るため、平成12年度から長崎市において事業開始し、毎年700名を超える方に御利用いただいております。

この事業は、地域支援事業（任意事業）において実施しておりますが、関連文書のとおり、国の取扱いにおいて、『第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～令和5年度）は、例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、廃止・縮小に向けた具体的方策について十分な検討を進めること（要約）』が示されてはおりますが、いまだ第9期計画（令和6年度～令和8年度）期間の取扱いについては通知されておられません。

このことから、事業継続をベースに長崎市の令和6年度以降の事業のあり方を検討しているところですが、皆様に現時点で具体的な取扱いを御提示できる段階には至っておりません。

つきましては、毎年、新年度課税状況が判明する時期として、6月30日を利用期間の終期とし、継続申請の手続きをしていただいておりますが、上記事由により、一旦、利用期間の終期を最長 令和6年3月31日まで といたします。

なお、長崎市の具体的な取扱いが決定しましたら、改めてお知らせいたします。

また、介護分野の文書に係る負担軽減への取組みが重要視されていることを踏まえ、申請等の手続きの簡素化についても、引き続き検討したいと考えておりますので、御理解御協力をお願いいたします。

【 関係資料 】（参考）

- 地域支援事業の実施について 最終改正 老発 0328 第1号 令和4年3月28日  
地域支援事業実施要綱 別記4 任意事業 （2）家族介護支援事業（抜粋）

（問合せ先）

長崎市高齢者すこやか支援課  
総務係 今村 古川  
電話 829-1146